

## 茅ヶ崎市自立支援協議会令和5年度第2回 就労・生活支援部会 報告書

件名	令和5年度 第2回 就労・生活支援部会
日時	令和5年9月22日(金) 16:00~17:30
場所	地域生活支援センター 元町の家
事務局	地域生活支援センター 元町の家
部会委員 及び サポート メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高野 宏章 部会長 (ちがさきエボシライン)</li> <li>■ 森 佳久 副部会長 (茅ヶ崎市障害者施設連絡会)</li> <li>■ 小川 菜江子 委員 (湘南地域就労援助センター/渡部委員代理出席)</li> <li>■ 鈴木 健太 委員 (茅ヶ崎市役所障がい福祉課)</li> <li>■ 石田 洋介 氏 (サポートメンバー/茅ヶ崎市役所産業観光課)</li> <li>■ 高橋 紀子 氏 (サポートメンバー/プラーナ湘南)</li> <li>■ 瀬川 直人 氏 (オブザーバー/ちがさき基幹相談支援センター)</li> <li>■ 竹内 智洋 事務局 (地域生活支援センター 元町の家)</li> <li>■ 佐藤 右輔 事務局 (地域生活支援センター 元町の家)</li> <li>■ 池元 氏・小清水 氏 (オブザーバー/茅ヶ崎市役所障がい福祉課)</li> </ul> <p>※ ■出席 □欠席</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務局より</li> <li>2. 令和5年度第1回代表者会議報告</li> <li>3. 企業訪問報告</li> <li>4. 体験実習周知方法の確認</li> <li>5. 10月以降のスケジュール確認</li> <li>6. 地域へ下ろす為の今後の活動について</li> </ol>
検討内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務局より ちがさき基幹相談支援センター紹介ならびに事務局担当者の変更説明</li> <li>2. 令和5年度第1回代表者会議報告</li> <li>3. 企業訪問報告 (資料1参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>【 福寿会 (担当: 高野部会長、鈴木委員) 】</li> <li>・ 体験実習には前向き。現在、知的障害者2名雇用中。</li> <li>・ 作業内容は、主にオムツたたみ。作業専用のスペースあり。 作業場所が施設の入り口から近い為、施設内を迷う心配なし。</li> <li>・ 受け入れ人数や実習時期等、詳細については要相談。</li> <li>・ 高齢者施設の為、感染対策として実習中はマスクを着用。</li> <li>・ アクセスが悪く、夜道が暗い。</li> <li>【 あかいとり (担当: 高野部会長、鈴木委員) 】</li> <li>・ 先方の都合により9月以降に連絡することになっていたが、 連絡が取れず。</li> <li>【 アルバック (担当: 渡部委員、鈴木委員) 】</li> <li>・ 今後連絡し、先方と訪問日程を調整。</li> <li>【 小浜土地建物 (担当: 森副部会長、石田氏) 】</li> <li>・ アンケートに回答してから期間が空き過ぎた為、回答した者が 社内の誰だかわからない状態。</li> </ul> </li> </ol>

- 【 BBQ 太郎（担当：森副部長）】
  - ・受け入れ可。作業内容は、主に片付け。
- 【 神奈川電設（担当：森副部長）】
  - ・本社が新社屋に移転。作業内容の検討が必要だが、受け入れは可。
- 【 木村光太郎司法書士事務所（担当：森副部長）】
  - ・受け入れ可
- 【 つつじ学園（担当：森副部長）】
  - ・受け入れ可
- 【 原不動産（担当：森副部長）】
  - ・受け入れ可
- 【 茅ヶ崎市民活動サポートセンター（担当：森副部長）】
  - ・受け入れ可

**今 後**

求人票作成の為、「事業所訪問記録表」を用いて各担当者が再度聴き取りを行うこととする。

4. 体験実習周知方法の確認（資料 2、資料 3 参照）
  - ・ワクチン接種項目は無しとする。
  - ・実習生の保険加入を必須要件とする（最近、支援機関に対して保証を求める企業もある）。
  - ・周知の際、実習の流れも説明した方が良いのでは（応募→面談→実習先との顔合わせ→実習→振り返り）。
  
5. 10 月以降のスケジュール確認
  - 企業訪問…10 月中
  - 求人票作成…10 月～11 月
  - 実習生募集…11 月～
  - 面談…11 月中
  - 実習先との顔合わせ…12 月～
  - 実習…令和 6 年 1 月～
  
6. 地域へ下ろす為の今後の活動について
 

企業側は採用を前提としており、即応性を求めている。

体験実習を経て採用も良しとするが、目的はあくまでも体験実習の場。雇用ありきではないことに留意。

実習生を送り出す側としては、注意事項や一定のルールをまとめる必要あり。

体験実習を市のホームページで周知できないか。
  
7. その他 【第 3 回就労・生活支援部会開催日時】
  - 令和 5 年 11 月 14 日（金）16:00～17:30 元町の家
  - ※日程調整の結果、実際には、第 3 回は 11 月 24 日（金）に開催。

課題・懸案事項

特になし